

事務事業名	児童手当給付事業(旧:子ども手当)			会計	一般会計		事業種別	経常	開始	終了
H27担当課等名	子育て支援課		H27係等名	家庭係		H26係等名	家庭係			
基本計画上の位置づけ	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり							
	施策	37	子どもを産み育てやすい環境の充実							
目的	対象(誰・何を)	15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童(中学校3年生までの児童)を養育している方				対象指標	指標名及び単位		26年度数値	
	意図(どういう状態にするか)	子育ての経済的負担の軽減を図るとともに、子どもが育つための基礎的な費用を保障するため					児童手当受給者数(2月末現在)		7849	
	向上させたい上位施策の成果指標	子どもを育てやすい社会環境であると感じている対象者の割合								
目標	種別	指標名及び単位			26年度計画	26年度実績	27年度計画	28年度見込み	備考(指標変更など)	
	成果指標	支給対象児童数			14166	13798	13900	13900		
	定性目標									
事業概要	1 次代の社会を担う児童の健やかな育ちを応援するための制度。									
	2 経緯 平成22年4月分から1年間の時限立法により児童手当から子ども手当となり、飯田市に住民登録があり、中学校修了前までの子どもを監護・養育している生計維持者が支給対象者となった。また、平成23年4月分から9月分までは「つなぎ法」により制度を継続した。支給金額は、対象の子ども1人につき、月額13,000円であったが、平成23年10月分からは「子ども手当特別措置法」により「3歳未満」と「3歳から小学生までの第3子以降」には月額15,000円、「3歳から小学生までの第1子・第2子」と「中学生」には月額10,000円となった。平成24年4月分から「児童手当」に改称され、支給金額は「子ども手当特別措置法」と同額となった。平成24年6月分から所得制限が導入され、所得制限を超えた受給者は児童1人につき月額5,000円となった。									
	3 4ヶ月に1度(6月・10月・2月の各11日)にそれぞれ前月分までの手当を支給。									
26年度事業内容	事業内容				名称			活動指標		
	1 児童手当 支給対象延数(平成26年2月分～平成27年1月分)				1 支給対象児童延べ数			162,808人		
	2 支給額 0歳～3歳未満・3歳～小学生(第1子・第2子) 月額15,000円 3歳～小学生(第3子以降)・中学生 月額10,000円 所得制限限度額超過者 月額5,000円				2 支給額			1,820,525千円		
3 児童手当現況届の受付、審査										
4 児童手当認定請求、消滅届、各種変更届けの受付、審査、決定										
事業コスト		25年度決算額	26年度予算額	26年度決算額	27年度予算額	特定財源内訳、補足				
事業費計(千円)①		1,851,020	1,867,655	1,820,525	1,851,020	(国)児童手当負担金 3歳未満被用者(37/45) 287,909千円 3歳未満被用者以外(2/3) 979,818千円 (県)児童手当負担金 3歳未満被用者(4/45) 31,125千円 3歳未満被用者以外(1/6) 245,061千円				
国庫支出金		1,288,429	1,303,099	1,267,727	1,288,538					
県支出金		281,239	285,418	276,186	281,240					
起債										
その他										
一般財源		281,352	279,138	276,612	281,242					
人件費計(千円)②		7,152		7,152						
正規職員所要時間		2,000		2,000						
臨時職員所要時間										
総事業費①+②		1,858,172	1,867,655	1,827,677	1,851,020					
事業内容・目標達成状況の振り返り	手続きの不備、現況届の未提出などで、手当を支給していない対象者への早期対応を行うことが大切である。									
改革改善の考え方	①問題点	申請手続き時や現況届において、少数ではあるが、遅延や未提出となってしまうケースがある。								
	②改革提案	広報や窓口案内、個別通知等により周知を図る。								